



児童福祉法の一部改正について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

- 地方分権改革に関する「平成30年度地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定)を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けの見直しなど関係法律の整備を行うもの
- 児童福祉法など13法律を一括改正
- 令和元年5月31日成立、6月7日公布

児童福祉法の一部改正

- 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準を見直し

国が一律に定める
「従うべき基準」



市町村が、地域の実情に応じ
条例で定めることができる
「参酌すべき基準」

- 令和2年4月1日施行

参酌化される基準

- 放課後児童健全育成事業所に、放課後児童支援員を配置する。
- 放課後児童支援員の数は、「支援の単位」ごとに2人以上とする。ただし、そのうちの1人には補助員を充てることができる。
- 放課後児童支援員は、保育士資格を有するなどの資格要件を満たしており、都道府県・指定都市が実施する研修を修了した者とする(令和2年3月31日までの修了見込者を含む)。
- 支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たらなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、放課後児童支援員のうちの1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の施設等の職務に従事している場合を除く。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準は、市町村が条例で定める。

今後の方針

- 実施場所での人員配置の状況や今後の事業運営の見通しを踏まえ、条例改正の要否及び改正内容について検討する。

長野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

平成26年12月25日長野市条例第52号

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

2 この条例に定める放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の向上等)

第3条 市長は、長野市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害

に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する
不断の注意及び訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心
身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、
できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければなら
ない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、児童の健全な育
成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会
を確保しなければならない。

(設備等)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養
するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提
供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければなら
ない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」
という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放
課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援
に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児
童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人
を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する
者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指
定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭
和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、
同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程によ
る12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教

育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者の平等取扱原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食

中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき金額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接に連絡を行い、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成27年規則第2号により、平成27年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き放課後児童健全育成事業を行っている放課後児童健全育成事業所のうち、その専用区画に相当する面積が第9条第2項に定める基準を満たさないものについて、同項の規定を適用する場合においては、令和2年3月31日までの間、同項中「1.65平方メートル以上でなければならない」とあるのは、「1.65平方メートル以上となるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「終了したもの」とあるのは、「終了したもの(令和2年3月31日までに終了することを予定しているものを含む。)」とする。

4 施行日前から引き続き放課後児童健全育成事業を行っている放課後児童健全育成事業所のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が第10条第4項に定める基準を満

たさないものについて、同項の規定を適用する場合には、令和2年3月31日までの間、同項中「40人以下とする」とあるのは、「40人以下となるよう努めなければならない」とする。

附 則（平成28年6月30日条例第43号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月29日条例第35号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日条例第8号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日条例第4号）
この条例は、公布の日から施行する。